

# 申告をすると国民健康保険税が軽減される場合があります

このたび国民健康保険税簡易申告書を送付させていただいた皆様は、所得不明のため国民健康保険税の軽減が受けられていない可能性があります。国民健康保険税の軽減を受けるためには収入が無くても申告が必要です。

## 国民健康保険税の軽減制度について

世帯主（国保に加入していない場合も含む。）と国民健康保険加入者全員の前年の合算所得金額が一定基準以下の場合、均等割（被保険者の人数割）と平等割（世帯割）が減額されます。

また、令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している子ども（未就学児）の均等割額について、当該軽減後、さらに2分の1を減額しています。

なお、未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。

※4月1日現在の世帯加入状況で判定します。

## 令和5年度の国民健康保険税軽減判定表（世帯主と加入者全員の合算所得）

軽減割合	軽減判定所得基準
	令和5年度
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下
5割	43万円+29万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下
2割	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下

注1 軽減は、均等割額と平等割額の軽減割合です。

注2 「被保険者数」と「給与所得者等」には、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含まれます。

注3 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）で給与所得のない方をいいます。

## 令和5年度の国民健康保険税軽減判定早見表（世帯主と加入者全員の合算所得）

軽減加入者	給与所得者等の数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	0人	430,000円以下	720,000円以下	965,000円以下
	1人	430,000円以下	720,000円以下	965,000円以下
2人	0人	430,000円以下	1,010,000円以下	1,500,000円以下
	1人	430,000円以下	1,010,000円以下	1,500,000円以下
	2人	530,000円以下	1,110,000円以下	1,600,000円以下
3人	0人	430,000円以下	1,300,000円以下	2,035,000円以下
	1人	430,000円以下	1,300,000円以下	2,035,000円以下
	2人	530,000円以下	1,400,000円以下	2,135,000円以下
	3人	630,000円以下	1,500,000円以下	2,235,000円以下

注1 加入者が4人以上の場合も同様に計算されます。

## 均等割額（年額）

40歳以上65歳未満の方 …………… 37,200円

2割軽減後：29,760円 5割軽減後：18,600円 7割軽減後：11,160円

40歳未満または65歳以上の方 …… 28,800円

2割軽減後：23,040円 5割軽減後：14,400円 7割軽減後：8,640円

※令和4年度から、未就学児がいる世帯に対して、一律に未就学児の均等割額の2分の1を減額しています。

さらに、石巻市では、すべての18歳未満の子どもの均等割額を3割減免しています（減免額8,640円）。

小学生以上18歳未満（平成17年4月1日から平成28年4月2日生まれ）の方 …… 20,160円

2割軽減後：14,400円 5割軽減後：5,760円 7割軽減後：0円

未就学児（平成28年4月1日生まれまで）の方 …………… 5,760円

2割軽減後：2,880円 5割軽減後：0円 7割軽減後：0円

## 平等割額（年額）

40歳以上65歳未満の方が加入している世帯 …………… 37,200円

2割軽減後：29,760円 5割軽減後：18,600円 7割軽減後：11,160円

40歳未満または65歳以上の方のみで構成される世帯 …………… 31,200円

2割軽減後：24,960円 5割軽減後：15,600円 7割軽減後：9,360円

例1) 世帯主（45歳）と、妻（38歳）、子（15歳）の3人が加入で7割軽減に該当する場合

### 軽減前

均等割額 86,160円（37,200円 + 28,800円 + 20,160円）

平等割額 37,200円

合計 123,360円

### 軽減後（7割）

均等割額 19,800円（11,160円 + 8,640円 + 0円）

平等割額 11,160円

合計 30,960円

例2) 世帯主（45歳）と、子2人（15歳、5歳）の3人が加入で5割軽減に該当する場合

### 軽減前

均等割額 63,120円（37,200円 + 20,160円 + 5,760円）

平等割額 37,200円

合計 100,320円

### 軽減後（5割）

均等割額 24,360円（18,600円 + 5,760円 + 0円）

平等割額 18,600円

合計 42,960円 ※この他に所得割が加算される場合があります。